

議案第90号 小松島市個人情報の保護に関する法律施行条例の 制定について

《制定の趣旨》

令和5年4月施行の個人情報保護法改正により、地方公共団体の機関（議会を除く。）についても同法が適用されることとなるのにあわせ、保有個人情報の開示手数料等、同法の施行に必要な事項を定める条例を制定するもの。

小松島市個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（法第75条第5項の規定による帳簿）

第3条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、法第75条（第5項を除く。）に定めるもののほか、同条第2項第1号に掲げる個人情報ファイル（同法第74条第2項第4号から第6号までに掲げるものを除く。）について、同法第75条第1項の規定の例により、帳簿を作成するものとする。

2 市の機関は、前項に規定する帳簿であって、法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイル（同項各号（第9号及び第11号を除く。）並びに同法第75条第2項第2号及び第3項に掲げる個人情報ファイルに該当するものを除く。）にかかるもののうち、本人の数が100人を超える個人情報フ

ファイルにかかるものについて、同法第75条第1項に定める個人情報ファイル簿の例により公表するものとする。

(法第78条第2項の開示することとされている情報として条例で定めるもの)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、小松島市行政情報公開条例（平成12年小松島市条例第47号）第7条第2号ウに掲げる情報のうち、公務員等（同号ウに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名（公にすることにより個人の正当な利益が損なわれるおそれがないと認められる場合に限る。）（法第78条第1項各号（第2号本文を除く。）に該当するものを除く。）とする。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項に規定する条例で定める手数料は、無料とする。ただし、法第87条第1項の規定による写しの交付その他法及び令の規定による開示の実施並びに写しの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

2 前項ただし書に規定する費用の額及び徴収の方法は、規則で定める。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわら

ず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、市の機関における個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(小松島市個人情報保護条例の廃止)

第2条 小松島市個人情報保護条例（平成12年小松島市条例第53号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

2 次に掲げる者に係る旧条例第27条第3項の規定による業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行前において旧条例第27条第1項に規定する受託

者であったもの

(2) 前条の規定の施行前において旧条例第27条第3項に規定する受託業務に従事している者であった者

3 前条の規定の施行の日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項又は第20条第1項、第3項若しくは第4項（同条第5項の規定により準用する旧条例第13条第2項を含む。）の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正及び目的外利用等の中止並びに自己を本人とする特定個人情報の利用の停止又は消去及び提供の停止については、なお従前の例による。

4 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（小松島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第4条 小松島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年小松島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条中「小松島市個人情報保護条例（平成12年小松島市条例第53号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

○小松島市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条により廃止する
条例

小松島市個人情報保護条例

平成12年9月29日

小松島市条例第53号

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 個人情報の収集等の制限（第7条～第9条）

第3章 個人情報の適正管理（第10条～第12条）

第4章 自己情報の開示請求等の権利（第13条～第25条）

第5章 救済手続（第26条）

第6章 受託者等の義務（第27条・第28条）

第7章 補則（第29条～第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、憲法の保障する個人の尊厳確保の理念に基づき個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の収集等についての基本的事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにし、市政の適正な運営に資するとともに、もって個人の基本的人権を擁護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、消防長及び議会

（2） 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

（3） 個人情報の収集等 個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）の収集、保管（廃棄及び消去を含む。）及び利用をいう。

（4） 事業者 国、地方公共団体以外の法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。

（5） 電子計算組織 電子計算機及びその周辺機器を使用し、定められた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織で、実施機関が管理するものをいう。

（6） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、県報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（7） 個人情報ファイル 公文書又は磁気ファイル等（磁気テープ、磁気ディスク等に記録され、電子計算組織により処理されるものをいう。以下同じ。）であって、氏名、番号等により特定個人を検索することが可能な個人情報の集合物をいう。

（8） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（9） 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

（10） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（実施機関及び職員の責務）

第3条 実施機関は、第1条の目的を達成するため、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(出資法人等の責務)

第4条 小松島市が出資する法人其他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体のうち実施機関が定めるものは、第1条の目的に即し、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の保護のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動に伴い個人情報の収集等を行うときは、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)が個人の基本的人権に係る事項であることを深く認識し、個人情報の収集等について適切な保護措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に努めるとともに、この条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。

第2章 個人情報の収集等の制限

(収集の一般的制限)

第7条 実施機関は、個人情報の収集にあたっては、収集目的を明確にするとともに、その目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに人種その他社会的差別の原因となる個人情報については収集してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがある場合及び実施機関が小松島市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができないと認めた場合はこの限りでない。

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

(7) 国若しくは地方公共団体から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は次条第2項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供により収集する場合で審査会の意見を聴いたうえで本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 法令等の規定により、本人が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(特定個人情報以外の個人情報の利用・提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。)を収集目的の範囲を超えて利用し、又は実施機関以外のものに提供(以下「目的外利用等」という。)してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、目的外利用等を行うことができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成のため利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 同一実施機関内で利用する場合又は国、地方公共団体若しくは他の実施機関等に提供する場合で、審査会の意見を聴いたうえで事務に必

要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をするとき、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害してはならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

第3章 個人情報の適正管理

(個人情報ファイルの作成等)

第10条 実施機関は、新たに個人情報ファイルを作成しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルを管理する組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報の対象者の範囲

(5) 個人情報の記録項目

(6) その他市長が定める事項

2 実施機関は、前項の届出に係る個人情報ファイルを廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出を受理したときは、届出に係る事項の内容を公示しなければならない。

4 市長は、個人情報ファイルの目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(特定個人情報保護評価)

第10条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の収集等を行うときは、正確かつ最新の状態に維持管理し、改ざん、破損、滅失及び漏えいその他の事故を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報の保管期限が経過する等その保管が必要でなくなったときは、速やかに廃棄又は消去する等の措置を講じなければならない。

3 実施機関は、個人情報保護の管理責任者等の管理組織を設置しなければならない。

(電算処理の規制)

第12条 実施機関は、電子計算組織に係る個人情報ファイルを、実施機関以外のものと通信回線によって結合して処理してはならない。ただし、法令等に基づき、個人情報の保護措置が確保されていると認めるものについては、この限りでない。

第4章 自己情報の開示請求等の権利

(自己情報の開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、第10条の規定による届出に係る個人

情報ファイルに記録されている自己に関する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「自己情報」という。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 次の各号に掲げる者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。

（1） 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）

（2） 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

（開示請求手続）

第14条 前条第1項の規定に基づき自己情報の開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより開示請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

（1） 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

（2） 開示請求をしようとする自己情報を特定するために必要な事項

（3） 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条から第19条までにおいて同じ。）の本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示しないことができる個人情報）

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

（1） 法令等の規定により開示することができないものであるとき。

（2） 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関するもので、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。

（3） 捜査、取締り、調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。

（4） 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

（5） 国、地方公共団体又は他の実施機関との間における協議、協力等により取得した個人情報であって、開示することによりこれらのものとの協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるとき。

（6） 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるとき。

（個人情報の部分開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、前条各号のいずれかに該当する開示しないことができる個人情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の個人情報が含まれる場合において、当該情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を失わない程度に分離できるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて開示するものとする。

（個人情報の存否に関する情報）

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に関する決定等）

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日の翌日から起算して、14日以内に当該開示請求に係る個人情報の開示又は非開示の決定（個人情報の一部を開示しない旨の決定及び個人情報が存在しないことその他の理由により開示請求を拒否する決定を含む。以下同じ。）を行い、開示請求者に書面により通知しなければならない。ただ

し、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定により非開示の決定をしたときは、その理由を併せて通知するものとする。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項の期間内に開示又は非開示の決定をすることができないときは、開示請求のあった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を開示請求者に通知しなければならない。
- 4 実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定によりこの期間が延長された場合にあっては、その延長後の期間）内に開示又は非開示の決定をしないときは、開示請求者は、自己情報の開示をしない旨の決定があったものとみなすことができる。
- 5 実施機関は、開示又は非開示の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に当該実施機関以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。
- 6 実施機関は、開示請求に係る個人情報に開示請求者以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示又は非開示の決定に先立ち、当該開示請求者以外のものに対し、開示請求に係る個人情報が記録された個人情報ファイルの内容の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出を与えられた開示請求者以外のもの（小松島市、国及び他の地方公共団体を除く。以下同じ。）が当該個人情報の開示に反対の意見を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも14日を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書を提出したもの

に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

（個人情報の開示方法）

第19条 実施機関は、前条第1項の規定により、開示請求に係る個人情報の開示の決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

2 個人情報の開示は、閲覧又は写しの交付により行うものとする。ただし、実施機関は、汚損又は破損されるおそれがあるときその他相当な理由があると認めるときは、当該個人情報ファイルを複製（磁気ファイル等からの出力、採録等を含む。）したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（自己情報の訂正等の請求）

第20条 何人も、自己情報について誤りがあると認めるときは、実施機関に対して当該情報の訂正を請求することができる。

2 何人も、第7条又は第8条の制限を超えて自己情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）が収集されていると認めるときは、実施機関に対して当該情報の削除を請求することができる。

3 何人も、第9条の制限を超えて自己情報の目的外利用等が行われていると認めるときは、実施機関に対して当該情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

4 何人も、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときには、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

（1）当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されている

とき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

5 第13条第2項の規定は、前各項に規定する請求（以下「訂正等の請求」という。）の場合に準用する。

（訂正等の請求による停止）

第21条 実施機関は、前条の規定による自己情報の訂正等の請求があったときは、次条の規定による決定を行うまでの間、当該自己情報の利用又は提供を停止するものとする。ただし、停止によって実施機関の正当な行政執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

（訂正等の請求手続）

第22条 第20条の規定に基づき自己情報の訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(1) 請求区分

(2) 請求をしようとする者の氏名及び住所

(3) 請求をしようとする自己情報を特定するために必要な事項

(4) 訂正等を求める内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正等の請求をしようとする者は、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを示す書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求の場合に準用する。

（訂正等の決定及び通知）

第23条 実施機関は、自己情報の訂正等の請求があったときは、請求のあった日の翌日から起算して、30日以内に、当該請求を認めるか否かの決定を行い、訂正等の請求書を提出した者（以下「訂正等請求者」とい

う。）に書面により通知しなければならない。

2 第18条第2項から第4項の規定は、前項の決定を行う場合に準用する。

（訂正等の実施）

第24条 実施機関は、前条第1項の規定により、自己情報の訂正等の請求を認める決定をしたときは、速やかに当該自己情報を訂正し、削除し、目的外利用等を中止し、又は利用停止しなければならない。

（費用負担）

第25条 第13条第1項の自己情報の開示手数料については、小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）で定める。

2 自己情報の訂正等の請求についての手料は無料とする。

3 第19条第2項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第5章 救済手続

（審査請求があった場合の措置）

第26条 自己情報の開示又は訂正等の請求に対する決定又は不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、当該審査請求の全部を認容するとき（第18条第7項に定める反対意見書が提出されている場合及び当該審査請求の全部を認容することについて反対する旨の参加人の意見書が提出されている場合並びに口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）又は当該審査請求が不適法であることを理由として却下するときを除き、小松島市個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重し、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 開示請求者又は訂正等請求者（開示請求者又は訂正等請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定について反対意見書を提出した開示

請求者以外のもの（当該開示請求者以外のものが審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第18条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する開示請求者以外のものからの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る非開示決定を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（開示請求者以外のものである参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

4 小松島市個人情報保護審査会の組織、権限、審査方式、調査方法、審議手続その他運営に関する事項については、別に条例で定める。

5 審査庁は、第1項の審査請求がなされた場合、行政不服審査法第9条第1項に基づく審理員の指名については、これを行わないものとする。

第6章 受託者等の義務

(受託者の義務)

第27条 実施機関から個人情報を取り扱う業務を受託したもの（以下「受託者」という。）は、受託した業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関に準ずる義務を負うものとする。

2 実施機関は、受託者に対し、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

3 受託者若しくは受託者であったもの又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該処理業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(事業者に対する勧告等)

第28条 市長は、事業者が第5条の規定に違反する行為を行っているとき、当該事業者に対し、当該行為の是正又は中止を勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に弁明の機会を与えたうえでその旨を公表することができる。

第7章 補則

(他の法令等との調整)

第29条 法令等の規定により、個人情報（特定個人情報を除く。）が記録されている公文書の閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本若しくは写しの交付、記録の訂正若しくは削除又は目的外利用等の手続が定められている場合については、その定めるところによるものとし、この条例は適用しない。

2 自己情報の開示請求については、この条例によるものとし、情報公開条例は適用しない。

3 この条例は、一般の利用に供することを目的として実施機関において管理している個人情報については、適用しない。

(市長の調整権)

第30条 市長は、他の実施機関に対し、個人情報の収集等及び開示等その他必要な事項に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

(実施状況の公表)

第31条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第33条 第27条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は個人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、別に条例で定める。

(平成12年条例第59号で平成13年1月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関が収集等を行う個人情報について適用する。

3 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集等及び個人情報ファイルの作成については、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

4 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第10条第1項の規定の適用については、同項中「作成しようとするときは、あらかじめ」を「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年条例第4号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第44号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成27年条例第49号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○小松島市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第4条により改正する条例

小松島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年小松島市条例第21号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>小松島市個人情報保護条例(平成12年小松島市条例第53号)</u>の目的を尊重し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>の目的を尊重し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。</p>	<p>改正</p>